

平成 2 7 年 8 月

定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 7 年 8 月 1 2 日 開 催

# 会 議 録

開催日時	平成27年8月12日(水)			午後2時	開会
				午後4時25分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	委員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員職務代理者</small> 金谷 和文、委員 中島 智子、委員 滝山 義之、教育長 小池 語朗			
	事務局	説明員	学校教育部長 田澤 清一 学校教育部次長 田上 和敏 学校教育部次長 金子 圭一 学校教育部次長 片岡 晃恵 適正配置担当課長 佐瀬 英行 教職員担当課長 林上 敦裕 教育指導課主幹 山川 俊巳 教育指導課課長補佐 末木 良典 教育指導課主査 常盤 慎一 教育指導課主査 秋元 秀夫	社会教育部長 高橋 いづみ 社会教育部次長 森山 素子 文化振興課長 谷口 達治 文化ホール担当課長 石原 充浩	
		事務局員	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係主査 工藤 秀敏 同 教育政策係 鎌田 和宏 同 阿部 由里夏 学務課課長補佐 水野 泰子 同 学務係主査 宮崎 みさお		
傍聴者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について</li> <li>・議案第2号 旭川市立小・中学校適正配置計画(ブロック別計画)(素案)に対する意見提出手続の実施について</li> <li>・議案第3号 旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について</li> <li>・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について</li> <li>・議案第1号 平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択について</li> </ul> 5 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について</li> <li>(2) 旭川市立学校職員の懲戒処分について</li> <li>(3) 旭川市子ども議会の開催について</li> </ul>				

(4) 旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会の構成員について

(5) 平成27年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成27年8月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、金谷委員、滝山委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成27年7月定例教育委員会会議（平成27年7月22日開催）、平成27年7月第1回臨時教育委員会会議（平成27年7月29日開催）、平成27年7月第2回臨時教育委員会会議（平成27年7月30日開催）及び平成27年8月第1回臨時教育委員会会議（平成27年8月6日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成27年7月定例教育委員会会議、平成27年7月第1回臨時教育委員会会議、平成27年7月第2回臨時教育委員会会議及び平成27年8月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第3号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（5）「平成27年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」及び平成27年7月29日付け提出の議案第1号「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（5）「平成27年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」及び平成27年7月29日付け提出の議案第1号「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
片岡学校教育部次長	<p>議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、説明願います。</p> <p>議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書</p>

について」、説明します。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、毎年行うこととされており、今年4月の定例教育委員会会議におきまして、その実施方法について御決定いただいた後、学校教育部及び社会教育部それぞれにおきまして、作業を進めてまいりましたが、別冊のとおり作成いたしましたので、評価手法並びに評価結果、学識経験者の意見と教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

評価手法につきましては、「学校教育基本計画」の平成27年1月の改訂に伴い、6ページからの「第2章 計画に基づいた点検・評価」のうち学校教育に関する部分については、今年度、変更しております。

「学校教育基本計画」を構成する4の「成果目標」については、39の成果指標それぞれについて、平成26年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、「未達成」の指標については、平成25年度の実績値との比較結果を示しております。

また、「基本施策」の主な取組については、評価指標や施策事業自体の進捗状況などを踏まえまして、成果や課題を把握し、「今後の課題と改善に向けた方向性」において記述しております。

評価結果につきましては、「学校教育基本計画」において、39の成果指標の達成状況は、「達成」が18、「未達成」が21となっており、「未達成」のうち平成25年度の実績値より向上したものが5、同じ又は低下したものが16となっております。

次に、「社会教育基本計画」において、昨年4月の機構改革により、スポーツ課が市長部局へ移管し、72施策から63施策へと変更となっております。「施策単位の評価」につきましては、この63施策のうち、「高」が51、「中」が12、「低」が0となっており、「項目評価」は全部で10項目ありまして、「A」が9、「B」が1、「C」が0となっております。

次に、「学識経験者の意見」につきましては、54ページにありますとおり、市内大学のお二人に依頼しまして、当報告書への御意見をいただき掲載するとともに、意見に対する教育委員会の考え方を併せて掲載しております。

お二人の先生方からは、学校教育基本計画の改定に伴い変更した評価手法は、並列で項目ごとに評価する方法と比較し、大きな目標を構造化し評価結果が理解しやすい。市長と教育行政の方向性を共有する総合教育会議が設置されたが、教育委員会の執行機関としての独立性が保たれていることを示す必要がある。それから社会教育に関して、施策の方向性では、ほぼ期待どおり、あるいはそれ以上の高い評価が示されており、地域の課題に関しての項目は、やや評価が低いものの、成果を上げながら順調に取組が実施されているなどの御意見をいただきました。

今後、評価結果や学識経験者の御意見を踏まえ、教育行政の改善に向け検討していくとともに、次年度の教育行政方針に反映させてまいりたいと考えております。

本日の会議で御審議いただきまして、決定した報告書につきましては、議会へ提出し、経済文教常任委員会で報告するとともに、教育委員会のホームページに掲載するなど、広く市民に公表していきたいと考えております。  
議長 議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

委 員 長

中 島 委 員

おそらく13ページの「3 服務規律保持への取組」に分類されると思うのですが、教職員のモラルや事故防止、危機管理等についての校内研修資料の配付、定期的な啓発文書を増やしたということが読み取れますが、毎月の定例教育委員会会議で、教職員の不祥事や交通違反などの報告がさ

		<p>れているので、文書を出して啓発をしていることが、実際に生かされていないというか、そこら辺のそごはどのように評価するのかなと思いました。啓発文書を出して、注意を喚起しても守る方が守らなければどうにもならないことなので、これはどの分野にも言えることだと思うのですが、そここのところの兼ね合いが難しいなと思います。服務規律にそういうことを含めるとすると、文書などを出して啓発をするだけでは足りないというふうに考えるのか、それとも個人の問題にするのか。毎月のように報告があるので、そこがどうなのだろうかと少し気になりました。</p> <p>評価の仕方を改善して欲しいということではありませんが、その部分の当てはまらなさと言うのでしょうか。どうにもならないことなんですかね。</p>
教 育 長		<p>ちなみに、3ページに平成26年度の学校職員の処分件数が4件と書いてあります。これを時系列的に述べるのは簡単な話ですけども、ただ、この件数が多い少ない、守られたか守られなかったかという話とは違う気がします。そういう意味では、当てはまらなさと言われていましたけれど、やはり我々としては、教育委員会として、いかにそのことの必要性を声を大にして訴え続けてきているかということで、施策を展開していく以外はないのかなという気がします。</p>
委 員 長	教 育 長	<p>教育の信頼ということで非常に大事な部分ですね。</p>
	教 育 長	<p>限りなくゼロに近づけていくために文書を出すだけではなくて、色々な機会を通じてそのことを周知し、個々の意識の啓発を図っていくことしかできないですよ。</p>
中 島 委 員		<p>あとは個人の問題になりますよね。どこまでそれを真摯に受け止めて自分の現実の生活に反映させていくのかというのは、個人レベルになりますよね。</p>
委 員 長		<p>教育委員会として、これまでどおり最大限の努力をし、あるいはそれ以上に続けていって目標としてはゼロを目指すということです。</p>
教 育 長		<p>校長会では、そんなに軽いものとして受け止めているのかと言っているのですが、仮に校長会でしっかり受け止めて各学校で行ったとしても、個人レベルのところ、まあこの程度は良いだろうということになってしまえば、どうすることもできないのですよね。</p>
委 員 長		<p>特に教職員の問題は教育の信頼に直結するということで、私たちも問題意識を持って、これまで以上の取組をしていくということで確認をしたいと思います。</p>
		<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	委 員 長	<p>ありません。</p>
	委 員 長	<p>それでは、議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	委 員 長	<p>異議ありません。</p>
	委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成27年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定します。</p>
適正配置担当課長		<p>次に、議案第2号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p> <p>議案第2号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明します。</p> <p>本件につきましては、本年3月に策定しました「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」に基づきまして、市内を5つのブロックに分け、個別の学校の統廃合や通学区域の見直しについて、ブロックごとに進めるために策定しようとするものでございます。</p> <p>この度、計画の素案がまとまりましたことから、8月20日から9月24日までの間、市民意見を募集しようとするものでございまして、今後、提出された意見を踏まえ、最終案を10月の教育委員会会議にお諮りしたいと考えております。</p>

素案につきましては、議案資料として添付しておりますが、今年度設置しました、学識経験者や公募市民などで構成する旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）検討懇談会から示されました意見を踏まえ、作成したものでございます。

それでは、本計画素案につきまして、概要版に沿って説明をさせていただきたいと思っております。

始めに、「1 中央・東・東旭川ブロック」についてでございます。このブロックは平成27年度時点で小学校19校、中学校9校が設置されておりますが、基本方針に基づき、3期15年の計画期間において、過小規模校の小中学校または通常学級児童数100人以下の小規模小学校として、小学校3校、中学校1校を統廃合の対象として、また、通学区域が複数の中学校にまたがる小学校が9校ありますことから、通学区域の見直しにより、図の適正配置後で示すとおり、小中通学区域を一致させてまいります。

次に、「2 新旭川・永山ブロック」についてでございます。このブロックは平成27年度時点で小学校7校、中学校3校が設置されておりますが、同様に、小学校2校を統廃合の対象として、また、通学区域が複数の中学校にまたがる小学校が統合予定の正和小を含めて2校ありますことから、通学区域の見直しにより、図の適正配置後で示すとおり、小中通学区域を一致させてまいります。

次に、「3 北星・春光・東鷹栖ブロック」についてでございます。このブロックは平成27年度時点で小学校13校、中学校7校が設置されておりますが、同様に、小学校2校を統廃合の対象とするほか、基本方針で定めた基準の例外となりますが、啓北中学校については、通学区域の見直しの影響により大幅な生徒数の減少が見込まれることから、合わせて統合の対象としております。また、通学区域が複数の中学校にまたがる小学校が3校ありますことから、通学区域の見直しにより、図の適正配置後で示すとおり、小中通学区域を一致させてまいります。

次に、「4 神居・江丹別ブロック」についてでございます。このブロックは平成27年度時点で小学校8校、中学校5校が設置されておりますが、同様に、小学校4校、中学校2校を統廃合の対象といたしますが、このうち、江丹別小中学校及び嵐山小中学校については、地理的条件を勘案しまして、両校ともに忠和小学校及び忠和中学校に統合する案と、両校を統合し1校を江丹別地域に存置する案を、特認校指定の是非も含めて検討することとしております。なお、本ブロックには通学区域が複数の中学校にまたがる小学校はございませんので、通学区域の見直しは行いません。

最後に、「5 神楽・西神楽ブロック」についてでございます。このブロックは平成27年度時点で小学校8校、中学校3校が設置されておりますが、同様に、小学校2校を統廃合の対象とします。なお、本ブロックには通学区域が複数の中学校にまたがる小学校はございませんので、通学区域の見直しは行いません。

委員 長 議案第2号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）（素案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等はありませんか。

教 育 長 42ページの富沢小学校について、「特認校として位置付けていることから、その配置の在り方については別に検討します」とありますよね。その一方で46ページの江丹別地区については、「特認校の指定の是非も含めて検討します」とあります。場合によっては、特認校を現在の旭川第5小・桜岡中と合わせて3校にしていこうとしているのですか。あるいは検討の結果、引き続き2校にしていこうとしているのですか。あるいは3校になる場合もあり得るという前提でこういう書き方なののでしょうか。今のところは未定で、可能性は残そうという理解で良いですか。

学校教育部長 これについては、いわゆる基本方針の中で「現行制度を存続し、引き続

教 育 長	き 2 校程度指定する」という考え方を述べていて、2 校をベースに、少し含みを持たせるような形で考えています。
委 員 長	特認校の富沢小学校は小学校だけですよ。特認校は、小中併置ということの方がふさわしいのかなと思いますので、部長が言われた2 校程度というところに含みを持ちながら、今後、実務的な検討の必要性があると思います。
適正配置担当課長	検討時期の目処はありますか。
委 員 長	江丹別小中学校の統廃合に関しての検討時期は、第 1 期目の 5 年間の中で行うことになっていきますので、やはり特認校に該当させるのかどうかということに関しましても、同じ時期に考える必要があると考えております。
教 育 長	なかなか難しい問題ですね。
教 育 長	読んでいて、大きな課題になってくるのではないかなと思ったのが、22 ページにある明星中学校のところ。正和小学校の統合に合わせて、その設置位置などについても移転を検討するとありますが、ここは、市民的にも少し大きな動きとして、様々な反響が出てくるのではないかと思います。
委 員 長	明星中学校は通学区域の端にある感じですね。
教 育 長	老朽化しているので建て直さなくてはならないことは事実ですが、校区内の中心地の人たちも移転をするという考え方はどうなのかなと思います。
委 員 長	統廃合は、具体的な案になればなるほど色々な意見が出てくるものだと思いますけれども、事務局としては様々なことを考えた上で、時間をかけて作成していただきました。
各 委 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	ありません。
各 委 員 長	それでは、議案第 2 号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	異議ありません。
片岡学校教育部長	「異議なし。」と認め、議案第 2 号「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。
片岡学校教育部長	次に、報告第 1 号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。
片岡学校教育部長	報告第 1 号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。
片岡学校教育部長	平成 27 年 7 月 13 日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第 1 条第 2 項の規定により、報告第 1 号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第 3 項の規定により報告するものであります。
片岡学校教育部長	内容といたしましては、臨時的任用職員の任用によるものでございまして、具体的な内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が 3 名となっております。
委 員 長	報告第 1 号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	ありません。
各 委 員 長	それでは、報告第 1 号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	異議ありません。
各 委 員 長	「異議なし。」と認め、報告第 1 号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

《 報 告 事 項 》



委員長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p>
片岡学校教育部長	<p>報告事項（１）「小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について」、報告願います。</p>
	<p>報告事項（１）「小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について」、報告します。</p>
	<p>本研修会は、小学校と中学校の９年間を見通した教育活動を推進することを目的に、主な対象を教職員として、去る８月３日（月）、４日（火）の２日間開催したところでございます。参加者数につきましては、市内の全教職員の約３分の１に当たる５７５人、そのほか、来賓、報道、主催者を含め、２日間で合計６０５人となっております。</p>
	<p>研修の内容といたしましては、昨年度からの調査・研究の中で、既に小中連携・一貫教育を実施している全国の他都市の事例を見てみますと、導入するとき、多くの教職員が感じたこととして、まず、小中連携・一貫教育に関する情報不足や疑問などを解決できずにスタートしたこと。それから今後に対する不安感などが挙げられていましたことから、安心して取り組んでいけるような教育研修内容になるように企画を進めまして、昨年１１月に開催しました「地域とともにある学校づくりシンポジウム」のアンケート結果も生かしながら、実施内容を検討いたしました。</p>
	<p>まず、教育委員会が今年５月にまとめた「小中連携・一貫教育の基本的な考え方」の概要を説明し、次に、小中連携教育のモデル校であります神居小学校・神居中学校の取組や成果、課題を発表していただきました。その後、中学校区ごとに分かれて、普段なかなか顔を合わせることがない小学校と中学校の教職員同士が、意見交換をすることができる交流の時間を設けました。最後に、文部科学省で小中一貫教育担当の武藤久慶氏から「何故今、小中連携・一貫教育が求められているのか」と題しての講演となっております。</p>
	<p>なお、文部科学省の講演者にも了解を得まして、研修会の様子を録画しました。今回参加できなかった教職員に、学校で再度、情報共有や研修などに活用できるようにDVDにして貸出しをしたいと考えております。</p>
	<p>また、本研修会では、参加者にアンケート形式の意識調査も行っており、その結果については、後日報告したいと考えております。</p>
	<p>本研修会は、中学校区内の小学校、中学校の教職員が「小中連携・一貫教育」をテーマに、課題を確かめ合ったり、意見を交換したりしながら、「小中連携・一貫教育」という手法を使って、自分たちの学校ではこんなことをやってみたい、また、できるものからやってみようということを話し合う機会となり、「９年間を見通した系統的な教育活動や、小学校、中学校への円滑な接続を目指す取組を通して、子ども一人一人の学力の向上や人間形成を図る」ことにつながる第１歩となったというふうに考えております。</p>
委員長	<p>今年は、一般教職員対象ということで、大変多くの先生方に来ていただいた研修会になったということでした。</p>
	<p>報告事項（１）「小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
教育長	<p>点検・評価の中にも一部載っていますが、モデル校のコーディネーターは、現役の先生が担当されています。そういう意味では非常に業務量が増えてくるのだろうなと思っています。今後、さらにモデル校を増やしていく、あるいは全市的に小中連携・一貫教育を施行するとすれば、やはり専任のコーディネーターが必要になってくるのだろうということもイメージして、今後の課題として考えていかなければならないと思っています。</p>
委員長	<p>基本的な考え方の中にも、教職員の負担をいかに軽減していくのかということで、国全体で様々な教育改革を進めていますけれども、現場におい</p>

各 委 員	委 員	長	<p>て一番問題なのは多忙化ということなのですよ。良いということは分かっているのだけれども、忙しくて時間も簡単に取ることができないので、実際に行っていくことはなかなか難しいのかなと思います。そういうことに対して、コーディネーターもその中の一つだと思いますけれども、教育委員会として、できるだけ様々な手立てを講じていく必要があるのだと思います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（３）「旭川市子ども議会の開催について」、報告願います。</p>
金子学校教育部次長			<p>報告事項（３）「旭川市子ども議会の開催について」、報告します。</p> <p>前回の平成２３年度実施以来、４年振りになります旭川市子ども議会を、本年１０月３１日（土）、午前１０時から２時間程度、旭川市議会議場におきまして開催いたします。これは、旭川市の将来を担う児童生徒のまちづくりに対する理解と関心を深めるとともに、その夢や希望を市政に生かすことを目的として、平成１９年度から実施しておりまして、今回で３回目になります。</p> <p>子ども議会の議員の募集でございますが、去る６月２４日から７月９日の期間で、市内の小学５年生から中学３年生を対象に行いましたところ、小学生４名、中学生２名、計６名の応募がございました。当初２０名程度を子ども議員として想定しておりましたことから、主立った学校にお願いをしまして、児童生徒に声掛けをし、現在では、小学生９名、中学生９名、計１８名まで応募が増えたところでございます。</p> <p>今後、事前協議会を３回持つなど、準備を進めてまいりますので、委員におかれましても、お時間がございましたら、子ども議会の傍聴していただきたいと思っております。</p>
委 員	長	長	<p>報告事項（３）「旭川市子ども議会の開催について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	委 員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（３）「旭川市子ども議会の開催について」は、報告を受けたこととします。</p>
文化振興課長			<p>次に、報告事項（４）「旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会の構成員について」、報告願います。</p> <p>報告事項（４）「旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会の構成員について」、報告します。</p> <p>この検討懇話会につきましては、文化芸術活動関係者、有識者・学識経験者、企業・メディア関係者、公募により選任した者を構成員といたしまして、資料にあります名簿のとおり、公募によらず選任した方々９人、公募により選任した方１人の合計１０人を構成員といたしました。</p> <p>今後につきましては、８月下旬に第１回目の検討懇話会を開催いたしまして、文化芸術の振興に関して各構成員に、自由に意見交換を行っていただいた上で、第２回目の検討懇話会から次期基本計画の策定につきまして、具体的な検討を行っていきたいと考えております。</p>
委 員	長	長	<p>報告事項（４）「旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会の構成員について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	委 員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会の構成員について」は、報告を受けたこととします。</p>
			《 そ の 他 》

委員長  
各委員  
事務局職員

他に、何かありますか。  
ありません。  
ありません。

《 秘 密 会 》

委員長

ここからは、秘密会といたします。

【議案第3号，報告第2号，報告事項（2）及び報告事項（5）については、非公開】

委員長

暫時休憩いたします。

（社会教育部事務局員退室，教育指導課事務局員入室）

委員長

再開いたします。  
平成27年7月29日付けで提出されております議案第1号「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択について」を議題としたいと思います。

これまでの経過確認等をして進めたいと思います。

このことについては、これまで3回の教育委員会会議で旭川市教科書選定委員会による専門的な調査研究の結果の報告と質疑，そして協議を行いまして、採択基準にあるとおり全ての種目について、全ての発行者の教科用図書の見本の審議を一通り終えたところです。

その上で、特別支援教育を除く、全15種目のうち発行者が4者以上ある9種目について、4回目以降の、つまり本日以降の審議の効率化と充実を図る観点から、一定の絞り込みを行う審議を進めて、これを仮決定といたしました。

また、その際、現在使用されている教科書、これはこの後、現行の教科書と言わせていただきますが、この現行の教科書については、前回の採択後、平成23年度から学習指導要領が改訂されていないこと、それから4年間実際に使用しているわけですから、その実績の評価が重要だという理由で、最終の審議に残すということにしてきたところです。

以上の経過を受けて本日の会議は、各種目ごとに最終段階の審議を行って、種目ごとに1者の教科用図書を採択することといたします。

審議の順番は国語，書写，地理というふうに、一覧表の順番で進めたいと思います。

仮決定として絞り込みを行った種目については、その種目の審議の冒頭に私の方から確認をしますので、前回以降の各委員の調査研究によって新たに最終審議の対象に加えたいという発行者がある場合は、その旨御発言してください。確認は各種目ごとに行います。

審議に当たりましては、旭川市教科書選定委員会による専門的な調査研究の結果の報告，それからこれまでの3回の審議経過などの確認は改めていたしません。前回の会議で絞り込みの対象にしなかった種目については、その種目の目標あるいはポイントなどについて、その種目の審議の冒頭で、私の方から端的にお話をさせていただき、その後、御意見をいただきたいと思ひます。

これまでの審議と重複するようなことがあっても構わないと思ひますので、積極的に御発言をお願いいたします。

なお、本日は国語から数学までの7種目の審議をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

		<p>それでは、国語から審議をいたします。</p> <p>種目国語については、教科書の見本本の送付は全部で5者ありました。その中で、現行の教科書の発行者である光村図書は、最終審議の対象に残ります。それから、前回の会議で行った絞り込みを図る審議の結果、例外として東京書籍と三省堂と教育出版の3者を最終審議の対象にすることで仮決定いたしました。他に追加で審議の対象としたい発行者はありますか。</p>
各委員	委員長	ありません。
教育	委員長	<p>それでは、光村図書、東京書籍、三省堂、教育出版の4者を対象として審議をし、この中から1者を採択いたします。御意見等をお願いします。</p> <p>小委員会の報告などでは、例えば教育出版は、北海道のことなど、地域性との関連では、比較的多く取り扱っているとの紹介もありましたけれども、同時に光村図書については、これまで私が聞き取ってきた中でも、特に使いづらいというような話を聞いた経過がありませんし、また内容的にも極めて充実しているのではないかなと思いますので、私は光村図書が良いのではないかなと思います。</p>
委員	委員長	選定委員会の調査研究の結果でも、光村図書は高い評価を得ているということでしたね。
中島	委員	私もそう思います。小委員会からの答申結果でも、全般にわたって光村図書が評価されていたのと、特に改善された点として、単元の組み方が改善されて、次への見通しが付きやすいようなまとめているということをおっしゃっていたので、国語の学力テストの結果を踏まえた上でも、現行の教科書を使っても不足はないのかなというふうに考えられますし、評価もできると思うので光村図書が良いと思います。
金谷	委員	私も光村図書を推薦したいと思います。本市で使われるようになって、最初は少し扱いづらいのかなという部分も見受けられたのですが、自分自身も読むのに慣れたせいか、すんなりと受け止められる部分も多くなっているので、もう一度機会があっても良いのかなと思います。一応改めて5者を見てみたのですが、そう大きな差異というのはありませんでした。したがって、光村図書よりも飛び抜けてここが良いよというのを感じられなかったの、少し消極的な言い方かもしれませんが、光村図書を採用して良いと思います。
委員	委員長	それでは、国語については光村図書に決定してよろしいですか。
各委員	委員長	はい。
	委員長	<p>国語については光村図書に決定いたします。</p> <p>次に、書写について審議をいたします。</p> <p>種目書写については、教科書の見本本の送付は全部で5者ありました。その中で、現行の教科書の発行者である教育出版は、最終審議の対象に残ります。それから、前回の会議で行った絞り込みを図る審議の結果、東京書籍と光村図書の2者を最終審議の対象にすることで仮決定いたしました。他に追加で審議の対象としたい発行者はありますか。</p>
各委員	委員長	ありません。
教育	委員長	<p>それでは、教育出版、東京書籍、光村図書の3者を対象として審議をし、この中から1者を採択いたします。御意見等をお願いします。</p> <p>小委員会の報告の中で、行書の比較などをしながら説明を受けまして、書道の先生から見ても現行の出版社で問題ないということでした。そういった意味では、私は教育出版を引き続き選びたいと思っています。</p>
中島	委員	そうですね。結局3者ありましたが、教育出版と光村図書の2者に絞って見比べてみました。書写なので書いてみようと思い2者の教科書をそれぞれ開くと、光村図書は紙質が違うなと感じました。なぜだろうと思って書いてみて分かったのですけれども、教科書に書き込むと紙質が違うので文字が書きやすかったです。
委員	委員長	それは硬筆ですか。

中島委員	<p>硬筆です。硬筆でも毛筆でも書きました。どちらも書くことに関しては遜色がなかったです。例題に対して書く作業が多いのは、光村図書が多いです。教育出版は、まとめて書いてあって、後に書き込むようなところがあるのですけれども、少しずつ書くことができるのは光村図書の方が多いです。練習したものをすぐに確かめることができる進み方になっています。</p> <p>光村図書の教科書は、教育出版と比べて薄かったのです。どうして薄さが違うのかなと思ったら、教育出版はポスターや新聞の書き方などの資料がとても多く載っていました。私は、授業で色々工夫すると思うので、参考になるもの多くても、そこまで必要としないのではないかなと思いました。</p> <p>光村図書の一番良いなと思ったところは、巻末の漢字一覧表です。教育出版だと、「小学校で学習した漢字」「中学校で学習した漢字」という分け方になっていて、漢字のへんやつくりで検索する形になっています。光村図書の場合だと、2136字の漢字が全て、五十音で検索できるようになっていて、その方が検索しやすいのかなと思いました。</p>
金谷委員	東京書籍もそうですね。
中島委員	<p>そうですね。教育出版は、漢字のへんやつくりが分からないと検索できないですが、読み方が分かれば、五十音で検索できます。</p> <p>教育出版と光村図書のどちらを選ぶかとなると、どちらでも良いのかなとも思いますが、私が見やすいな、書きやすいなと思ったのは光村図書です。教える先生がみんな書道に詳しいとは限らないので、先生が教えやすいのはどちらなのかなという視点で見ても、ペン字や硬筆は大人になっても練習するので、そこも含め使いやすかったのは光村図書です。</p> <p>また、些細なことかもしれませんが、外国に手紙を書くときは、普通の住所の書き方とは違います。その書き方が丁寧に載っているのが光村図書でした。今は国際交流も盛んになり、外国に手紙を書く機会も多くなっていると思いますので、そういう意味で何を書けばいいのかというのが読めば分かると思います。</p>
金谷委員	<p>私も感じました。教育出版の教科書は、毛筆にはとても良いのかもしれませんが、調査研究の報告を聞いて、少し考えが寄り過ぎなのかなと思いました。私は東京書籍が良いと思いました。東京書籍はページ数が多いですが、色々なシチュエーションがあるので、資料がたくさんあってもいいのかなという気がします。</p> <p>教育出版は、確かに普段の生活というか学校の勉強ということではなくて、家で何かをしていたり、あるいは仲間内で何かをしていたりというときに、こういう作り方がありますよ、書き方がありますよということで非常に参考になると思うものがたくさんあったと思います。</p>
滝山委員	<p>筆は一般的には使わないですね。社会に出て筆で文を書く人も少ないです。書写のときは1000年から2000年前の良い字を持ってきてそれを見本にして書いたりしましたが、それはそのときだけで終わっても良いのかなと思います。楷書でどうこういっても、今はコンピューターを使うし、毎回楷書の書き方で書くわけではないので、やはり良い字が載っている教科書が良いと思います。</p> <p>カラフルで、字の書き方、文字のはね方も良く書いてあったので、私は教育出版で良いと思います。</p>
委員	決定的ということではありませんが、それぞれ似たり寄ったりということですね。
教育	やはり、書写の中心は毛筆だと私は思います。できるだけ良い字を見ながらそれを手本にして、自分の字を書いていくという意味で言えば、教育出版の字体は確かに違うなと感じました。
金谷委員	適切で穏健で健康的と表現されていましたよね。
中島委員	教科書に載っている文字はどれもとても良い字でした。

委員長	そうですね。
中島委員	どれも良い字なので現行の教科書で良いということになるのか、どこを採るかということになると思います。
教育指導課主幹	中学校では、原稿用紙などに硬筆の作品を作ります。もちろん習字もあるのですが、習字を貼り出すよりも、硬筆の作品を貼り出す機会の方が多かったかなと思います。
中島委員	どちらかというと、毛筆の方が多いと思います。
教育指導課主幹	習字は、冬休み明けに作品を見る機会が多くて、参観日に行くと硬筆の作品がいつも貼り出されていた記憶があります。
中島委員	学校によっては、そういう状況もあるとは思いますが、毛筆の作品が貼り出されているところも多いと思います。
教育指導課主幹	どちらもあるということですね。
委員長	そうです。
委員長	書写を勉強するとなれば、やはり毛筆だと思います。
委員長	毛筆といえば、習字教室に通っていない限り、やはり学校の授業で特別に習うというものですよね。
金谷委員	文字の変遷というのは、毛筆に通じています。そういう意味から言うと、書写というのは毛筆に力を注いでいるという捉え方をすれば、教育出版だと思います。
中島委員	そこまで巻末の資料というのは気にしなくてもいいのでしょうか。国語の教科書にも載っていますよね。
委員長	そうですね。
委員長	巻末の資料というのは重要ですが、全体の中で判断するとき、そこだけで判断するものではないですよ。
中島委員	そうすると現行ということになりますかね。
委員長	そういう方向になりつつありますが、他に言い残した御意見はございますか。
各委員	ありません。
委員長	それでは、今の御意見をまとめると教育出版、東京書籍、光村図書それぞれ良いところはあるけれども、総合的に判断して現行の教育出版で良いのではないかということだと思いましたが、書写については教育出版に決定してよろしいですか。
各委員	はい。
委員長	それでは、書写については教育出版に決定いたします。
	次は、社会科3分野ということになります。まず地理について審議をいたします。
	種目地理については、教科書の見本本の送付は全部で4者ありました。その中で、現行の教科書の発行者である教育出版は、最終審議の対象に残ります。それから、前回の会議で行った絞り込みを図る審議の結果、東京書籍の1者を最終審議の対象にすることで仮決定いたしました。他に追加で審議の対象としたい発行者はありますか。
金谷委員	帝国書院はどうでしたか。
教育委員長	私も考えてました。良いところは見受けられました。
委員長	結局、帝国書院を含めた3者が、アイヌの人々に対する表記が正しい表記なのかということなのですよ。
委員長	絞り込んだときの一つの理由としては、小学校との連携の記載がないということが一つの問題だったのではないかなと思います。また、北海道地方の学習がちょっと少ないのではないかということで、記述そのものが悪いということではなくて、内容は悪くはないのだけれどもということでした。
金谷委員	地図といえば帝国書院というイメージだったので、冒頭に世界地図の書き方が色々載っていますが、それを見たら私でもすぐ書けるなという作り

教 育 長	だったので、さすが地図の会社だなと思いました。
中 島 委 員	私も、中学生の頃そのように書いた記憶があります。三角形をいくつか組み合わせて書きますよね。
教 育 長	答申の内容では、いわゆるインパクトを与える写真の中で鮮明だったのは、教育出版、帝国書院というような言い方でした。
金 谷 委 員	私も各者そんなに遜色はないと思います。そういう意味では、現行で特に問題はないのかなという気がします。
滝 山 委 員	前にも少し話をしたと思うのですが、ミステイクではないと思いますが、図ではシンガポールと奄美大島の比較になっているのに、記述上ではシンガポールと淡路島の比較になっていました。その部分について、どこからも出版社に指摘が無いというのが気になりました。出版社に意図があって、そのことを皆さんは理解することができて、私だけが理解できていないだけなのか、さほど問題ではないということなのか。図と記述を変えているというのが、私自身、理解することができないのです。多分、意識的に出版社が変えていると思うのですが。
金 谷 委 員	シンガポールと淡路島が同じ大きさというのは有名な話ですよ。
委 員 長	面積上は違いました。シンガポールが716km <sup>2</sup> なのですから、奄美大島が713km <sup>2</sup> 、淡路島が592km <sup>2</sup> です。だから大きさが同じぐらいなのは、シンガポールと奄美大島です。いわゆる図で書いてあったとおりです。なのに記述がどうしてそうなっているのかが理解できませんでした。
秋元教育指導課主査	事務局の社会担当の方はどうですか。
委 員 長	小委員会の方とも話しましたが、金谷委員がおっしゃったように、出版社の意図が見えない部分ではあったので、記述上の間違いの可能性もあり得るけれども、それが本当にそうなのかという部分については、小委員会としても判断が付かないところではあります。
秋元教育指導課主査	そういう問題点はありそうだなということですね。
金 谷 委 員	はい。
委 員 長	そうであれば出版社の方にきちんとそのことを言って、いわゆる正規の教科書として出版されるときには修正されていけば良いです。そのことが出版社に伝わっていれば、私は教育出版で良いと思います。だけど、そのまま修正されずに教科書として出版されたときには、私は納得がいかないです。
中 島 委 員	もし、現行のままでいくとして、全体の一部分ではありますが、事務局から話があったように、もしかすると誤りだという可能性があるとするれば、出版社に確認をしてください。当然、出版社も誤りだということであれば修正しますからね。実際に出版されるときに修正してもらわないと困りますから。
教 育 長	教科書見本本に間違いがあるときは、何ページの何は差し替えてくださいと書いてある訂正の紙が入っています。それが無いということはスルーしてしまったということですか。
金 谷 委 員	そういうことだと思います。
事務局職員	昨年検定した小学校の教科書でも、腕がもう1本あると話題になった教科書がありましたよね。
中 島 委 員	もし見本本に誤りがあったときは、出版社に連絡いたしまして、供給本で訂正が入るとお思いますので、確認したいとお思います。
滝 山 委 員	間違えてるよとどこからも連絡がきていないのでしょうか。
教 育 長	教科書では同じサイズだと言っているだけです。
中 島 委 員	結局誤りだとか、誤りでないというよりは、同じ比較をするのなら、本文を同じにした方が分かりやすいだろうということですね。
滝 山 委 員	混乱しますね。
	シンガポールと淡路島というのは前から比較になっています。

金谷委員 教育長	昔から、比較に出ています。図の方が奄美大島だったので驚きました。いずれにしても大きさについては触れていますから、規模もとても違うという話でもなくて、同列に扱える範囲であるということを書いてあるのかもしれない。ですから、私は誤りだというふうには思っていないのですが、本文と図で整合が取れる方がより分かりやすかったという話ですよ。
金谷委員 中島委員 金谷委員 中島委員 滝山委員	図に載っているものと、本文が同じものでないといけませんよね。この4者のどこにでも、シンガポールとの比較が載っているのですか。全者には載っていないです。なぜ比較してしまったのでしょうか。きっと大きさを表現したいのだと思います。例は2つ出さなくても良いですよ。
中島委員 教育長	図か記述のどちらかに、奄美大島と同じように、淡路島もありますというように書き方をしてくれれば、分かります。書き方としてはそうですね。あるいは淡路島を出さないで、図のとおり奄美大島としてしても良かったと思います。
金谷委員 教育長 金谷委員 教育長	帝国書院もオランダと北海道とスイスの面積の比較が載っています。北海道の方がはるかに大きいですよ。北海道は倍です。スイスとオランダが4万k㎡で、ここにもシンガポールが載っていますが、0.07万k㎡となっています。図では奄美大島と、本文中では淡路島と比較して大して変わらないね、だけど約200k㎡ほど違うよという話にしても少しへりくつになりますよね。
中島委員 金谷委員 教育長 滝山委員	700k㎡の規模で200k㎡も違ったら、おかしくないですか。そこのところだけ確認が取れば、これは意図的にしているのかもしれないので、決してミスだとは思わないです。ミスとも言い切れないですね。ここは、面積が小さな国の例ということで、要は小さな国がたくさんあるということですよ。一つは、バチカン市国は東京ディズニーランドと、シンガポールは奄美大島と、スイスは九州と同じ大きさという、そういう横並びですよ。
学校教育部長	この前シンガポールが何十周年記念とテレビで放映されていて、東京23区と同じ面積と言っていました。東京23区の方がイメージしやすいのかなと思います。
金谷委員 委員長	比較の対象は色々あるんですよ。金谷委員もおっしゃっているように、この部分は決定的に教育出版が駄目だと言っているのではなくて、良いのだけれども、少し疑問があるということです。いずれにしても出版社に確認をして、結果を教えてください。確認をしますが、まず帝国書院の1者を加えて検討したいと思います。教育出版については、絞り込みの段階で教科書の記載内容に疑問があるということが確認されていますので、それを踏まえて議論していきたいと思います。いずれにしても、地理はその問題が残っており、採択するのは難しいと思いますので、地理については、本日は採択をせず、次回、再度審議するということがいかがですか。
各委員 委員長	異議ありません。「異議なし。」と認め、次回、帝国書院を加えた3者を対象として審議を再度行うこととします。それでは、地理の審議を終えたいと思います。次に、歴史について審議をいたします。種目歴史については、教科書の見本本の送付は全部で8者ありました。その中で、現行の教科書の発行者である東京書籍は、最終審議の対象に残ります。それから、前回の会議で行った絞り込みを図る審議の結果、教育



各 委 員	委 員 長	出版と帝国書院の2者を最終審議の対象にすることで仮決定いたしました。他に追加で審議の対象としたい発行者はありますか。
金 谷 委 員	委 員	<p>ありません。</p> <p>それでは、東京書籍、教育出版、帝国書院の3者を対象として審議をし、この中から1者を採択いたします。御意見等をお願いします。</p> <p>私は現行で良いのかなと思います。各時代の記述がおよそ2ページにわたって記載されていて、最初の節のところで前時代、いわゆる前のページで習ったことと、これから習うページの時代背景がこんなふうにつながってますというのが記述がされています。振り返りではありませんが、以前習ったところはこの時代で、この時代のこういう事柄があった後に、こういう時代に移りますというふうに勉強できると思います。流れが分かるので、前の時代を遡らなくても良いのかなという感じもしました。</p> <p>アイヌの人々のことについてどのような触れ方をしているのかだとか、今は触れてはいけないことなのかもしれませんが、南京事件がどうだったとか、アンバランスなところだけを少し比較してみたのですが、私が読んだ限りでは、一番無難なというか現時点では問題のない書き方だったのかなと思いました。</p>
委 教 員	員 長	<p>現行の東京書籍で良いのではないかという御意見でした。</p> <p>私は、南京事件の記述をその3者で比較してみました。東京書籍は、「日本軍は、女性や子どもなど一般の人々や捕虜をふくむ多数の中国人を殺害した」というようなことが書いてあります。一方で教育出版は、「捕虜や住民を巻き込んで多数の死傷者を出しました」と書いてあります。ただし欄外に「犠牲者の数などについては、さまざまな説がある」ということを注釈してます。一方で帝国書院は、「兵士だけではなく多くの民間人が殺害されました」とあり、注釈では「死者数をふくめた全体像については調査や研究が続いています」と書いてありました。そういうふうに考えると、一番不親切だなと思ったのが東京書籍なのです。「女性や子どもなど一般の人々や捕虜」というところまで書いて、本当にそうですかということが、やはり気になりました。</p> <p>また、東京書籍はヨーロッパ関連の記事が多かった気がします。中学校の歴史というのは、もちろんヨーロッパを含め全世界を学習するのは良いのですが、バランス的にどうなのかなと少し気になりました。</p>
滝 山 委 員	委 員	<p>ほとんどは中国とかのアジア重視で、ヨーロッパを一番多く扱っているのはやはり東京書籍でした。ただ、歴史というのは読み物なので、読んで生徒に興味を持たせるという意味においては、やはり広く書いた方が良いのかなと思います。歴史の読み物としては東京書籍が一番面白いと思いました。興味を持ってもらわないと勉強は進まないですから。</p>
中 島 委 員	委 員	<p>中学校だと日本史と世界史というのが、一緒になって勉強する形になっているので、そのバランスがどうなのかなということで見てみました。東京書籍を除く他の出版社は、ページ数がアジア史にとっても多く割かれている感じがして、もちろん日本もアジア諸国の一員なのでそれは仕方がないのかなと思いますが、現代の生活での見通しというか、それを持たせるということになるとヨーロッパや自分の国とは違う部分のところを、少し取り入れておいた方が良いのではないかと思います。</p> <p>また、先ほど金谷委員がおっしゃったように、前に習った時代と関連させて進んでいくことと、どの宗教も大体同じぐらいの分量で取扱いがされているのかなということと、歴史上の女性について、割と多く説明がされていたり、コラムがあったことも含めて、現行の東京書籍で良いのかなと思います。</p>
委 員 長	員 長	<p>事務局で今話を聞いていて、認識の誤りみたいなのはありませんか。</p> <p>今、話にもありましたように、東京書籍については、ヨーロッパまで含めた形での年表になっており、世界史との関連の中で歴史を振り返ること</p>

		<p>ができる教科書ではないだろうかということが小委員会の中でも話されました。</p> <p>また、南京事件については、本文の記述に加え、注釈に様々な考えがあることを示すことでバランスをとっているのではないだろうかという話合いをしたところではあります。</p>
教 育 長		<p>東京書籍は、年表の作りが非常に気に入らなかったです。日本史と世界史を同列に扱う部分に異論はないのですけれども、それでは同じ年代のところでは何がお互いに起きているのかというのが見えにくかったです。</p>
金 谷 委 員		<p>今開いているページはこの時代ですよということですが、親切過ぎますね。</p>
委 員 長		<p>親切は良いことですから。</p>
教 育 長		<p>それと天孫降臨、神武東征などが書かれながら初代天皇を伝聞として記載しています。神武天皇は、ほとんど架空の天皇で、実在したのは崇神天皇からというのは既に学会でも明らかですよ。例え伝聞だとしても、この書き方は混乱するのではないかと思います。</p>
中 島 委 員		<p>それでは、どれが良いと思いますか。</p>
教 育 長		<p>むしろ帝国書院は面白いなと思って読んでいました。もちろん教育出版が駄目だということではなくて、どちらも似たような話です。確か、教育出版は北方領土だけを、領土も書きながら別立てで記載しています。そういう意味では北海道的なところには気を遣っているのかなと思います。</p>
		<p>教育出版は、「学習のまとめと表現」のところで日本史と世界史を並列で年表化しています。もちろんその方が、東京書籍の欄外に書いてある年表よりは良いなと思いながら読んでいました。</p>
中 島 委 員		<p>現行は東京書籍ですから。東京書籍を越えるかどうかということになりますね。</p>
委 員 長		<p>当然越えるものであれば選びます。今のような疑問点や問題点は指摘することができ、あるいは感想としてあるということですが、総合的に見て現行を越えると判断できるのかということもあります。</p>
		<p>実際に起こったことに関しては、教科書で事実を押さえなくてはならないだろうと思います。</p>
		<p>それでは総合的に見て、先ほどの御意見では3人が現行の東京書籍で良いのではないかということでした。東京書籍の記述は疑問があるところもありますが、教育長は総合的に見ていかがですか。</p>
教 育 長		<p>私は使いたくないなと思います。確かに東京書籍の歴史にアクセスだとか、そういうトピックス風の記事はそれなりに面白く読めます。</p>
委 員 長		<p>小委員会の議論の中では総合的に見ると、現行の東京書籍と教育出版の評価が高かったように感じたということですね。</p>
秋元教育指導課主査		<p>はい。帝国書院については、取り上げている歴史事象の数の合計が東京書籍や教育出版と比べると若干少ないです。そういった場合、授業で取り上げるときに歴史を幅広く理解するという意味では、前の2者と比べると教師の力量によって差が出てくる可能性があるのではないかということでした。</p>
中 島 委 員		<p>小委員会の報告を聞いて、現行の教科書に、他の出版社も追い付いてきたところがあるけれども、そういった不足分はまだあるということでしたよね。だから東京書籍が良いという感じなのかなと受け取りました。</p>
教 育 長		<p>特に大差がないとすればそうですね。</p>
金 谷 委 員		<p>東京書籍は空白を作りたくなかったのですかね。</p>
中 島 委 員		<p>空白も大事だと思います。</p>
教 育 長		<p>それはそうだと思います。それぞれのページのバランスもあります。</p>
委 員 長		<p>まずは、東京書籍と教育出版の2者から選ぶということでもよろしいですか。</p>
各 委 員		<p>はい。</p>

委員	長	では、御意見等をお願いします。
教育	長	大きな差が無いのであれば、現行の東京書籍で良いのではないかと思います。
金谷	委員	色々なことが分かってきて、今までの事実がそうではないのかもしれないとなってしまうたら、調査中ですよという書き方にも変わっても仕方ないですね。
教育	長	それがあるかないかで評価がとても違います。
金谷	委員	教育長が一番心配している、東京書籍の南京事件についての記載は、220ページに「被害者の数については、さまざまな調査や研究が行われていますが、いまだに確定していません。」と書いてあります。
教育	長	ただ、どのように捉えるかです。
委員	長	女性や子どもなどの一般の人々と、そこまで書く必要があるのかなというのがあります。
委員	長	南京事件について、そのところはよろしいですか。
委員	長	そういう注釈が入っているのであれば構いません。
委員	長	それでは総合的に見て、現行でも良いというふうに総意として考えられますが、歴史については東京書籍に決定してよろしいですか。
委員	長	はい。
委員	長	歴史については東京書籍に決定いたします。
委員	長	次に、公民について審議をいたします。
委員	長	種目公民については、教科書の見本の送付は全部で7者ありました。
委員	長	その中で、現行の教科書の発行者である帝国書院は、最終審議の対象に残ります。それから、前回の会議で行った絞り込みを図る審議の結果、東京書籍の1者を最終審議の対象にすることで仮決定いたしました。他に追加で審議の対象としたい発行者はありますか。
委員	長	ありません。
委員	長	それでは、帝国書院と東京書籍の2者を対象として審議をし、この中から1者を採択いたします。御意見等をお願いします。
委員	長	小委員会の話でも、似たような話なのかなという気がして聞いていたのですが、そうだとすれば現行でも問題がないのかなという気がします。北海道のこともたくさん出ていますし、言語活動との兼ね合いの中でも、小委員会の中でも評価が高いという言い方をしていましたので、私は公民は帝国書院で良いのかなと思います。
委員	長	小委員会の報告で言っていたことは、東京書籍と帝国書院との差は明確ではないという言い方をしていたと思うのですが、ただ、現行の帝国書院は、経済活動について一貫して書かれているのと、学習内容が実感できる記述方式で、疑似体験をしながら進めていけるといところが高い評価だったという言い方だったと思います。先生も生徒もどちらも使用するのに良いと思うのが帝国書院だったという言い方だったのと、指導上の配慮についても北海道の地域性についても高い評価だったので、帝国書院で良いのかなと思いました。
委員	長	「旭川市の農業生産法人」など、各者とも北海道について取り上げていますが、現行の帝国書院で良いのではないかと御意見が多いですが、いかがですか。
委員	長	日本文教出版は、領土問題の取扱いが少ないということや言語活動の取組は中学生には高度なので、自分たちで進めるには少し難しいのではないかなという感想だったと思います。
委員	長	帝国書院で良いのではないのでしょうか。
委員	長	憲法とか色々なところを比較してみたのですが、大きな差はなくて、帝国書院で良いのではないかと思います。
委員	長	立憲主義という言葉についての説明も、帝国書院と東京書籍と教育出版は権力を縛るというそういう趣旨である気がしたのですけれども、自由社

金 谷 委 員 委 員 長 各 委 員	<p>や育鵬社は憲法に基づいた運営という言い方にとどまっているんですよ。これはとても立場が出ているなと思いました。</p> <p>現総理の写真が多いかなと思いましたが、それは今現在の日本の国会や社会の仕組みのことを書いているのでやむを得ないのかなと思います。</p> <p>それでは、公民については帝国書院に決定してよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>公民については帝国書院に決定いたします。</p> <p>次に、地図について審議をいたします。</p> <p>改めて目標やポイントみたいなものを確認したいと思います。</p> <p>社会科の全体の目標の中に、「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し」と書いてあります。この諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、そして地理・歴史・公民の3分野の目標の達成を図るように明記されているのが地図の位置付けなのです。ややもすれば地理のための資料みたいな押さえですけれども、社会科の中ではそうではなくて、3分野の目標の達成を図るために地図帳があり、位置付けとしては社会科3分野の教科書の本文や、資料を補完したり、より深めたりする役割を持つ地図や図表等の指導が載っているものという位置付けです。社会科の3分野の教科書と資料があり、それらに加えて足りないところを地図帳の中にある地図や図表などで補ったりしていく。そういう視点で地図帳の評価をしていく必要があると思います。地理と地図という関係だけではなくて、地理・歴史・公民と地図という位置付けで考えていく必要があるというふうに理解したいと思います。</p> <p>これは間違いはないですか。</p>
秋元教育指導課主査 委 員 長	<p>はい。</p> <p>種目地図については、教科書の見本の送付は全部で2者ありました。現行は帝国書院を使用しています。東京書籍と合わせて2者を対象として審議をし、この中から1者を採択いたします。御意見等をお願いします。</p>
教 育 長	<p>小委員会の報告では、内容の分量というところで見ますと、委員長が言うように歴史あるいは公民に関わる分野での記述が多いのは、帝国書院です。そういうことと同時に学習意欲を高める工夫というところの差というと、私は、東京書籍の方が見やすいのかなという気がして見ていました。そういうところの差をどんなふうに差し引きできるのかなというところだと思います。</p>
中 島 委 員	<p>確かに現行が帝国書院なので、帝国書院をどの辺りが越えるのだろうかという視点で見ってみました。見比べてみると、東京書籍はページをめくるときにページの端に色別になった見出しのようなものが付いているので、例えばヨーロッパなど、辞書を引くみたいにすぐ引くことができます。そこが良かったなというのと、世界地図の色が全体的に帝国書院と比べると、とても見やすくきれいだなと思いました。工場や畑などの地図記号の掲載数も多いです。それを見ると特産物も分かるし、傾向も分かるかなと思いました。</p>
委 員 長	<p>とても評価できたのは、県名の文字の間隔が離れていないので見やすいところですね。同じ場所を2者を使って探しても、東京書籍は見やすいので、すぐに探し出せました。例えば北海道の虻田郡を探すにしても、たくさん文字が書いてあるのですが、虻田郡という文字が離れていないので、すぐに目に飛び込んできました。</p>
中 島 委 員	<p>学習意欲にも関わりますし、東京書籍の方が、子どもの立場からすると活用しやすいのではないかと、それから学び方という点においても優勢ではないかということですね。</p>
中 島 委 員 教 育 長	<p>地図が好きなので、どこに行くにも地図で探してから行くのですが、実際に探してみても、東京書籍は引きやすかったです。</p> <p>確かに地図そのものの全体のトーンが明るくて、コントラストがはっき</p>

		りしているのは東京書籍の方ですね。
		ただ、先ほどの地図本来の役割という意味で言うとなかなかないと思います。
委 中	員 島 委 員	資料の充実度みたいなのところでしょうか。 小委員会からの報告にある、資料・統計等というところでは、東京書籍が60ページ、帝国書院が47ページで東京書籍の方が多いです。総ページ数は大して変わりません。
委 員	長	調査研究の結果でもほとんど差がないという中で、確かに学習意欲を高める工夫のところでは、生徒が親しみやすいのではないかとするのは東京書籍の方で、そこは軍配が上がるのではないかといいことですね。これは今、教育長と中島委員がおっしゃったことと関わってきます。
教 育	長	そうですね。差し引きでどっちが子どもたちにとって良いかということですのでけれども、地図が見やすいということは得だと思います。
中 島	委 員	地図は、探せなくては地図ではないですからね。 また、チェチェン共和国が地図上にあるのか、ないのか探してみました。東京書籍にはあって、帝国書院には、番号が書いてあってページの端にある別枠に「カフカス地方の共和国」ということで載っていました。これはどうなのかなと思いました。
教 育	長	内容の分量のところ、とても気になったのが歴史と公民との関連性を重視しているかということですね。
委 員	長	今議論していますが、小委員会の結果の中ではどうですか。ほぼ同じような評価や調査研究の結果ですか。
秋元	教育指導課主査	はい。大きな違いは確かにあまり見られなくて、色使いなどのそういった各者の特色については、中島委員や教育長がおっしゃったようにあるのですけれども、扱いについては、差はないということでした。 小委員会では、帝国書院の方が自分で調べて、地図の見方などを広げることができる部分が多いことが良いのではないかという意見が出ました。例えば、北海道のページを見てみますと、同縮尺の沖縄島を比べていたりですとか、それについて「地図をみる目」というのがあって、そこから自分で学習を進めることができるという点においては、帝国書院の方が充実しています。東京書籍は各地方が終わった後の、地区ごとの資料が充実しており、そこは優れた点ではあると思います。
滝 山	委 員	今お話されました他分野との関連ということについては、帝国書院の方が、自分で学習していくページが充実しているという結果になっています。 帝国書院は、アメリカのアパラチア山脈などが立体的に掲載されていて、これがヨーロッパや中国なども全部あります。初めて見たときは、すごいなと感じました。アルプス山脈とかピレネー山脈などの色々な山脈が一目見て分かるし、見てて楽しかったのは帝国書院のこういう資料でした。
委 員	長	金谷委員はどうですか。
金 谷	委 員	日本国内で、特に竹島と尖閣諸島と北方領土は、領土ということで色々なところに出てきている割には、どの地図帳の中にも書いてあるのですけれども、抜けているページもあります。同じ出版社の中でも、この部分では載っているのだけれども、もう少し概略にしたところには載っていないということがありました。日本の領土だということであれば、常にきちんと捉えておかなければ駄目だなと思います。そういう部分では、どこを開いても常にきちんと押さえられているのかなと思ったのは帝国書院でした。
委 各 委	員 委 員 長	それでは、地図については帝国書院に決定してよろしいですか。 はい。 地図については帝国書院に決定いたします。 次に、数学について審議をいたします。 種目数学については、教科書の見本本の送付は全部で7者ありました。その中で、現行の教科書の発行者である啓林館は、最終審議の対象に残り

各委員	<p>ます。それから、前回の会議で行った絞り込みを図る審議の結果、東京書籍と教育出版の2者を最終審議の対象にすることで仮決定いたしました。他に追加で審議の対象としたい発行者はありますか。</p>
中島委員	<p>ありません。</p> <p>それでは、啓林館、東京書籍、教育出版の3者を対象として審議をし、この中から1者を採択いたします。御意見等をお願いします。</p> <p>振り返り学習をするのに、新しく学習したことをその場面で振り返ると、とりあえず単元を終わらせてから振り返るのでは、どちらが良いのですか。</p>
常盤教育指導課主査	<p>どちらも良さはあります。ただ、単元の最初にまとめて振り返る方が、まとめて振り返ったことを生かして、次に生かすことができるということはありません。</p>
教育長	<p>小委員会から、様々な項目について、各出版社を比較した報告をしていただきました。例えば、一次方程式の色々な解き方の流れなどの項目がありましたよね。私とその報告を聞いて、良い部分が多いと感じたのは教育出版です。その次が東京書籍で、あとは差がないという感じでした。</p> <p>もう一つは、<math>\pi</math>の取扱いについてです。これは東京書籍だけが違い、<math>\pi</math>は文字式で学習となっていて、教育出版は、おうぎ形のところで学習します。おうぎ形も含めた図形の中で、円について学習する際に<math>\pi</math>を同時に学習しないのは、学校で学習しても何も分からないのではないかなという気がしました。そういうことも含め、啓林館はレベルが高いという意味で、パスをさせていただくとすれば、東京書籍と教育出版で比べると教育出版なのかなと思いました。</p>
中島委員	<p>小委員会の報告で、啓林館は問題解決的な学習を通して学ぶ点は良いという評価があったと思います。4年間使って、この先も使い続けていくと、どうなるのかなということにもつながっていくのかなという気はします。難しいからここでやめてしまうのではなくて、その4年間で培った問題解決の力などの基礎が、この先どのように実るのかということもあるので、もう一回使っても良いのかなという気もしました。</p>
委員長	<p>なぜかというとも私も、教育出版と啓林館の良い部分の数が大体同じだったからです。</p> <p>教育出版と啓林館では、調査研究の中で難易度ということから言うと、子どもの学びやすさという点からすれば、啓林館は少しレベルが高いので、すぐに付いていけない子どもたちが結構いるのではないかと、そうすると教育出版が良いのではないかとという報告があったと思いますが、どうですか。</p>
常盤教育指導課主査	<p>そのとおりだと思います。小委員長からもM字曲線の話がありましたが、現行の啓林館の教科書で言いますと、できる子どもたちが多いというのは、良い部分ではありますが、逆に低位の子どもたちも多くなっているのです。数学では、そこを何とかしなくてはならないところだなと感じています。</p>
金谷委員	<p>スモールステップの指導ができることによって、低位にいる子どもたちを中位、上位に引き上げることがより可能だということですか。</p>
常盤教育指導課主査	<p>その可能性は十分にあります。例えば、問いのレベルアップという話がありましたけれども、教科書の問題の例でいうと、現行の啓林館の教科書は、レベルアップが激しいです。例えば、授業で学習した後に、教科書の練習問題を解きなさいと言われたときに、低位の子どもたちは問題のレベルアップが激しいので、そこでやはり僕はできない、私はできないということにつながることは多いです。ですから、そこは緩やかにレベルを上げることが大切だよねという話になりました。</p>
教育長	<p>やはりそうだと思います。一つのテーマに対して、それを例題として解いていきますよね。そしてそれをベースにして次の問題を解きなさいとなったときに、啓林館はその延長線上で本当に解けるのかなという問題があります。解けなくなってしまうたらそれでアウトだと思います。それでは、</p>

金 谷 委 員	やはり生徒の学力アップにはつながらないと思います。
中 島 委 員 常盤教育指導課主査 教 育 長	例えば、啓林館は別冊がありますよね。ここに、自分で解く問題がたくさんあります。確かに教科書には、例題とは少し違う解き方というか、単に数字が違うだけではない問いになっているのですけれども、この別冊を開くと、数字だけ違う問いというのがたくさん出ています。そうすると、指導の仕方によっては、そこもカバーできるのかなという気がしました。
委 員 長 滝 山 委 員	数学の時間で別冊を使って問題を解く時間はありますか。 進め方にもよりますけれども、なかなか難しいところはあります。 授業のときに、その例題に対しての理解を深めさせて、そして自主学習あるいは家庭学習で次の問いを解きなさいということで一つの完成になるのだと思います。さらに余力があればその別冊をやりなさいということだと思います。そういう意味で言うと、問いのところで激しくレベルアップされてしまうと、そこでつまずいたら何も手に付かないと思います。そういうことが、以前から言っているM字曲線に近付いていくのではないかと いう気がします。
中 島 委 員 滝 山 委 員	昨年の小学校の議論と似ているなと思いますが、滝山委員はどうですか。 この2日間で、この3者の問題を解いてみて、啓林館と東京書籍は難しく くて、教育出版は易しかったです。間違っ て数研出版も解きましたが、易 しかったです。だからどこを目指すか ということですね。授業で難しい問 題を解かせるのか、授業で易しい問 題を解いて、難しい問題は授業の自 習で解いてみなさいと考えるのか。
中 島 委 員 滝 山 委 員	易しい問題を学校で解いた方が 良いと思います。 やはり難しい問題だと一瞬悩んで、 あれどうだったかなと考えました。 確かに啓林館の応用問題は難 しかったし、東京書籍も似たよ うな難しさでした。
中 島 委 員 常盤教育指導課主査 中 島 委 員	4年間では頑張りきれなかった ということですね。 1年間の数学の授業時数は増える のですか。 同じです。
常盤教育指導課主査 中 島 委 員	ということは、あまり分量が増 えていない方が良いですよ。分量 がたくさん増えるのに授業時数が 同じだったら、教える内容はもっ と増えるということですよ。
常盤教育指導課主査 中 島 委 員	分量については、その別冊など の付録のページが多いこともござ います。 着目すべき点は、いわゆるスモ ールステップということを考える のであれば、レベルアップが激し くなく、緩やかで、学習意欲を持 たせるような工夫がされている問 題が多く載っていて、自主学習 でも自分で解くことができる問 題が多く載っている教科書が良い ということですよ。
常盤教育指導課主査 委 員 長	はい。 総合的に判断すると、子どもの 学びだとか、学力の実態等を考 慮すると、教育出版の方が取り 組みやすいのではないかと いうことで、数学については 教育出版に決定するということ でよろしいですか。
各 委 員 委 員 長	はい。 数学については教育出版に決 定いたします。 以上、7種目の審議をしまし たけれども、地理を除いて6種 目決定いたしました。次回は、 本日残した地理から初めて、 地理、理科というふうに最後 まで審議をするということ でよろしいですか。
各 委 員 委 員 長	はい。 それでは、次回は地理の審 議から始めたいと思います。 以上で、本日の会議は終了し、 次回は8月21日(金)14時 から、平成27年8月第2回 臨時教育委員会会議を開催 することとし、本日に引き 続き「平成28年度から使用 する旭川市立中学校用教科 用図書の採択について」審 議することといたしたいと思 いますが、いかがですか。
各 委 員	異議ありません。

委 員 長	「異議なし。」と認め、次回は8月21日（金）14時から、平成27年8月第2回臨時教育委員会会議を開催することとし、本日に引き続き「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択について」審議することに決定いたします。
委 員 長 各 委 員 事 務 局 職 員 委 員 長	《 そ の 他 》  他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 それでは、以上で本日の平成27年8月定例教育委員会会議を終了いたします。
	《 閉 会 》